

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
1	子供が通っていた幼稚園が休園になりました。 2年保育でお弁当持参なので年々人気なくなり、休園になりました。3年保育ならまだ続けられていたのでは?と思います。公立幼稚園に入れようと思ったら、遠くまで送迎しないといけなくなりました。小学校の隣にある便利な場所なのに今は休園して草だらけです。小学校の学童はいっぱいで狭かったり、体育館のミーティングルームを使用しているそうです。 この幼稚園を学童保育の施設にする事やこども園にしたり預かり保育をするなど、市は柔軟に対応できないのでしょうか? せっかくの建物が草だらけで悲しいです。	休園中の幼稚園については、所管部署において、園の状況を随時確認し、年に数回、草刈り等を行っています。 幼稚園の廃止後の利活用に関しては、庁内で照会し、利活用を希望する部署がある場合は、放課後児童クラブの施設など、必要に応じて他の用途に転用等を行っています。
2	飼い犬が人を襲う事件がある。子供なら殺されてしまうかもしれない。	飼い犬の放し飼いやノーリードでの散歩については三重県条例「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」において禁止されています。これに違反している場合、三重県は飼い犬を捕獲し、抑留させることができますので、見かけましたら三重県津保健所衛生指導課(電話:059-223-5112)又は警察に通報してください。津市としても、飼い主が特定できている場合、ご相談いただければ早急に注意喚起や指導を行いますので、津市環境部環境保全課(電話:059-229-3140)へご連絡ください。 <参考条例> ○三重県動物の愛護及び管理に関する条例 (飼い犬のけい留) 第七条 犬の飼い主は、その飼い犬をけい留しておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合 二 飼い犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所及び方法で飼い犬を訓練する場合 三 飼い犬を制御できる者が、飼い犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合 四 その他人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合であつて、規則で定めるとき。 全部改正〔平成一八年条例二四号〕 (犬の抑留) 第十条 知事は、第七条の規定に違反して、けい留されていない飼い犬があると認めるときは、当該職員をして、これを捕獲し、抑留させることができる。 2 当該職員は、捕獲しようとして追跡中の飼い犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入つた場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代るべき者が拒んだときは、この限りでない。 3 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。 一部改正〔平成一八年条例二四号〕

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
3	ファミサポのようなもっと気軽に利用できるようなシステムがあると嬉しい。 親が他界しており、頼れる身内がないため、子どもの急な不調時に兄弟を預けたりできると助かる。事前に予約しないといけないものは、急に困ったという時に利用ができない。 兄弟に発達障害があるので、自分以外がみれず、友人に預けることもできない。	津市のファミリー・サポート・センター事業は、NPO法人に委託しています。本事業は、子育ての経験者が会員となり、子育てを助けてほしい依頼会員と助ける提供会員が、相互に支援し合う仕組みです。当日の急な預かりなどの依頼についても、事前にマッチングを済ませた提供会員が対応できるという場合は利用可能ですが、提供会員の都合等が合わず、依頼が成立しない場合があります。今後、提供会員の確保に努め、緊急な場合など、より多くの方が利用いただけるよう取り組みます。
4	子どもの医療費受給者証や、保育園や公的な場所でオムツを捨てる場所が増えて大変助かっています。 就労の有無にかかわらず、だれでも保育園がいろんな場所でいろんな時間帯で使いやすくなるといいなあと思います。 保育園で就労条件を重視するという現状は、家事や、介護までいなくても祖父母を買い物に連れて行ったり、学校には通ってなくても隙間時間にオンライン講義を受講したり、家族の食糧のために畑を耕したり、労働や勉学に書面上にはカウントされていないことを私は担っているつもりです。でもそれらをかきあつめて全部書面で証明するのは難しいので、それ以外にパートで働いてその就労証明で保育園に預けています。 もっと保育園が、たとえ平日の午前中だけでもどんなひとでも預けられ、子育て中の身動きのとれなさが解消されるのを期待しています。(幼稚園は3歳からだし、長期休みもおおすぎて使いづらいです。) 保育士さんの労働環境も気になります。保育士の配置基準に沿った人数は、保育士が少なすぎると思います。保育士さんがトイレにも行きづらいのではないのでしょうか。 保育士さんの余裕は、子どもたちの安全と笑顔に直結すると思います！	就労の有無に関わらず、こどもを預けることができる制度について、津市では今年度10月より香良洲浜っ子幼児園において「こども誰でも通園制度」を試行実施いたします。これは、0歳6ヶ月から満3歳未満の保育所・認定こども園等に通っていないお子様を対象に、一月あたり10時間という枠の中で、就労要件などに関わらず保育所等を利用することができる新たな制度です。香良洲浜っ子幼児園では、専用の保育室を設け、専門の保育士を配備して受け入れ体制を整えています。 今後も全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組を進めていきます。 また、保育士の労働環境向上のため、保育こども園課では、今年度も保育のおしごと相談会を開催しているほか、新たに保育のお仕事フェアの開催を計画するなどして、保育士の確保に取り組んでいきます。さらに、未来の保育士の育成に向けて中高校生向けに「保育の魅力★発見!バスツアー」も実施しているところです。これからも保育士が心にゆとりをもって、お子様の安全と笑顔を守れるよう努めていきます。 【参考】 津市ホームページ:「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」について」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1748856571373/index.html

こども・若者、子育て当事者意見ボックス（令和7年7月分）

番号	ご意見	市の考え
5	学童保育が24時間対応ならば良かった。2025/7/13に妻が倒れて、交替勤務をしていた私は、子供を学校にどう連れてって良いか？学童の時間は何時から何時まで預かってもらえるんだろう？と、調べまくった挙句、交替勤務を続けるのは不可能だと分かった。 シングルファザー状態になったのですが、何をどうすれば良いのかさっぱりわからない。学童にお弁当を持って行かないといけない。家事もしなければならない。妻の入院対応もしなければならない。仕事も日勤にしてもらわないとできない。男が一人で子育て出来るのだろうか？悩みだらけで、どう行政サービスをお願いして良いのかも分からず。	放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休業期間等に行うものであり、土日祝日に開所しているクラブや夜遅くまで開所しているクラブはありますが、24時間対応のものとはなっていません。 なお、令和6年4月にこども家庭センターを設置しており、こども家庭相談担当では子育てでお困りの方の相談を受けています。子育てでお困りの際は、ぜひご相談ください（こども家庭センター こども家庭相談担当 電話：059-229-3284）。

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
6	沢山遊べる公園や児童館が少ない 学生の自転車利用が多そうなのに、道がデコボコしていたり、狭かったりで危なそうなどころが多い バスが無さすぎて、不便	津市内の公園については、これまで都市計画区域、とりわけ市街化区域においては、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するために必要となる都市施設のひとつとして都市計画決定を行い設置しているほか、土地区画整理や住宅地造成においても良好な生活環境を形成するための公共施設として設けられてきました。本市の都市公園は令和7年4月現在で552か所あります。そのほか、これまでまちづくりのなかで様々な形でこどもの遊べる場を各地域に設けてきているため、それらの既存の「遊べる場」が利用者にわかりやすくするための情報の発信を検討します。 また、乳幼児が利用できる施設として、子育て支援センターが16か所、小学6年生までのこどもが遊べる施設として「げいのうわんぱーく」、「津市まん中こども館」をはじめ、0歳から18歳までの児童や小さいお子さんとその保護者が利用できる児童館が6か所、そのほか、18歳未満のこどもが利用できる「たるみ子育て交流館」があり、これらの施設を通じて、地域のこどもたちが安全に楽しめる場を提供することを目指しております。現時点では児童館等を新設する計画はございませんが、いただいたご意見を参考に、遊び場の整備について、今後検討を進めていきます。 道路については、市道に関してお困りの際は、道路管理者である津市建設部南北工事事務所に具体的な場所および内容をご連絡ください(相川以北⇒津北工事事務所 電話:059-253-2272、相川以南⇒津南工事事務所 電話:059-254-5351)。国道や県道に関してお困りの際には、市を通じて各道路管理者へご要望を伝えています。ご要望につきましては、津市建設部事業調整室(電話:059-229-3134)に具体的な場所および内容をお知らせいただくと幸いです。 バスについては、本市では、令和8年度からのコミュニティバスの再編に向けてより良い運行方式となるよう検討を進めております。路線バスの利便性向上については、三重交通に対して、市からもこのような声があったことを伝えます。 【参考】 津市ホームページ:「児童館」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000756/index.html

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
7	他県にくらべるとまだまだ遅れていると感じます。子育て世代としては子供が安心して遊べる場所が少なく育てにくさを感じます。交流の場も少なくもっと勢力的に動いてほしい。	津市内には、乳幼児が利用できる施設として、子育て支援センターが16か所、小学6年生までのこどもが遊べる施設として「げいのう わんぱく」、「津市まん中こども館」をはじめ、0歳から18歳までの児童や小さいお子さんとその保護者が利用できる児童館が6か所、そのほか、18歳未満のこどもが利用できる「たるみ子育て交流館」があります。子育て支援センターにおいては、子育てに関して気軽に相談ができる親子の遊び場として、対象児の未就園児から未就学児への拡大、週末の開所、週末家族参加型イベントの開催など、利用しやすい施設への取り組みを進めております。児童館においては、幼児だけでなく小学生を中心に中高生の利用も可能で、卓球や工作など、それぞれの館で特色のあるイベントを開催しており、土曜日など週末にも利用できる施設があります。これらの施設等を紹介した冊子「おやこでおでかけ」については、こども家庭センターや各地域の保健センターで配布しているほか、津市ホームページにも掲載していますのでぜひご覧ください。 なお、本市では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、市全体でこども・若者、子育て当事者に向けた施策等に取り組んでいくため、今年3月に津市こども計画を策定しました。その計画に基づき、こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、施策に反映していくための仕組みとして、今年度新たに「津市こどもまんなか社会実現会議」を作りました。その会議の場や津市こども計画に係るアンケート調査においても、今回いただいたご意見と同様に、子育て世代の方々からこどもの遊び場についてたくさんのご意見をいただいておりますので、いただいたご意見を参考に今後検討を進めていきます。 【参考】津市ホームページ ①「「おやこでおでかけ」親子でお出かけができる場所の紹介冊子」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000753/index.html ②「津市こどもまんなか社会実現会議」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1742168990839/index.html

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
8	一志地域に公園が少ない。 砂場で遊べる公園が欲しい。	公園については、これまで都市計画区域、とりわけ市街化区域においては、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するために必要となる都市施設のひとつとして都市計画決定を行い設置しているほか、土地区画整理や住宅地造成においても良好な生活環境を形成するための公共施設として設けられてきました。本市の都市公園は令和7年4月現在で552か所あります。そのほか、これまでまちづくりのなかで様々な形でこどもの遊べる場を各地域に設けてきているため、それらの既存の「遊べる場」が利用者にわかりやすくするための情報の発信を検討します。 なお、一志地域で砂場を有する公園は6か所あります。

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
10	①保育園や幼稚園が少ない。 もっと増えたらいいなと思います。 また保育士さんや幼稚園の先生の給料が安すぎるのであげてくれたらもっと働きたい人がいると思う。大変な仕事なのに安すぎる。このままでは良い先生たちがどんどん辞めてしまうと思います。 ②一時預かりや病児預かりをもっと増やしてくれたらありがたい。共働きで病児をだれにも預けられなくて困っている人をたくさんみてきた。 ③子どもの遊び場が少ない。 久居のプールもとても残念だった。 ④保育園の受け入れ状況が年々厳しくなっている。共働きでも受からない人もいてこれは早急になんとかしてほしい。 希望をたくさん書いてといわれるが 通勤場所から離れたところを書いても 厳しいのでなんとかしてほしい。	①本市では、これまで待機児童の解消や教育・保育環境の改善に向けて、新設や認定こども園への移行を含めて平成18年度から令和6年度までに津市立と私立を合わせて10園を整備し、1,647人の利用定員の拡大を図ってきましたが、一部地域においては保育ニーズに対し、保育提供量が不足している状況にあると認識しており、引き続き、きめ細かな対策に取り組んでまいります。また、保育士・幼稚園教諭等の給与については労働に対する給与の低さが挙げられており、他業種と比較した保育士・幼稚園教諭等の平均給与額は十分なものではないことから、国において、毎年のように処遇改善が行われていますが、いまだ十分なものとはいえないため、保育士・幼稚園教諭等の給与が底上げされる抜本的な処遇改善を行うよう三重県を通じて国に要望しています。 ②一時預かり事業は、保育所等の利用可能人数に余裕がある場合や利用児童数に応じた保育士を配置しなければならないことから、利用される日や施設により、申込みをされても希望の日に利用できないことがあります。本市では、引き続き、サービスを利用しやすく、一時預かり事業実施園の拡充に努めます。また、病児保育事業については、現在、津市では、病児保育施設2カ所、病後児保育施設2カ所の計4カ所で病気中や病気回復期の子どもの預かりを実施しています。病児保育事業は看護師の配置や医療機関との連携が必要となるため、現時点で新たな施設の実施予定はありませんが、より多くの場所で実施できるよう今後も努めていきます。 ③津市内の公園については、これまで都市計画区域、とりわけ市街化区域においては、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するために必要となる都市施設のひとつとして都市計画決定を行い設置しているほか、土地区画整理や住宅地造成においても良好な生活環境を形成するための公共施設として設けられてきました。本市の都市公園は令和7年4月現在で552カ所あります。そのほか、これまでまちづくりのなかで様々な形でこどもの遊べる場を各地域に設けてきているため、それらの既存の「遊べる場」が利用者にわかりやすくするための情報の発信を検討します。 なお、久居中央スポーツ公園内プールについては、施設老朽化のためこれまで何度も修繕を行いながら運営をしてまいりましたが、新たに大規模な漏水が発生し、漏水箇所の調査や修繕に多額の費用が必要となるため、これ以上プールとして存続させることは断念せざるを得ないという結論に達しました。プール廃止後の久居中央スポーツ公園については、津市こどもまんなか社会実現会議の中の「久居こどもの遊び場づくり事業推進会議」において、「地域全体で、こどもの豊かな成長を育む遊び場を共につくる」ことを理念に掲げ、こども、若者・子育て当事者からいただいたたくさんの意見の集約を行い、こどもの育ちに必要な遊び場をつくるために検討を重ねてきました。遊び場をどのような形にしていくかは、事業推進会議において、皆さんの意見を反映させた整備イメージをま

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
		とめ、今年度実施する基本設計に反映させていきます。現在の進捗、整備イメージについては、津市ホームページでご確認ください。 屋内の施設については、乳幼児が利用できる施設として子育て支援センターが16か所、小学6年生までのこどもが遊べる施設として「げいのう わんぱーく」、「津市まん中こども館」をはじめ、0歳から18歳までの児童や小さいお子さんとその保護者が利用できる児童館が6か所、そのほか、18歳未満のこどもが利用できる「たるみ子育て交流館」があります。これらの施設等を紹介した冊子「おやこでおでかけ」については、こども家庭センターや各地域の保健センターで配布しているほか、津市ホームページにも掲載していますのでぜひご覧ください。 ④合併後、施設整備等も含め1,647人分の定員増を図ってきましたが、地域による偏りや一部の民間施設等で保育士が十分に確保できないことにより、定員までの児童を受け入れることできない状況が生じています。対策として、市内の民間保育施設に就職した保育士等に20万円を給付する「保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業」の創設や、潜在保育士の掘り起こしのため「保育のおしごと相談会」などを開催し、保育士確保に努めています。 【参考】津市ホームページ ①「久居こどもの遊び場づくり事業」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1745816305431/index.html ②「「おやこでおでかけ」親子でお出かけができる場所の紹介冊子」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000753/index.html

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
11	子どもの遊び場が少なく困っています。中勢グリーンパークや安濃総合公園などでよく遊ぶのですが、夏になると暑くて公園では遊べないので、屋内の遊び場(有料でも良いので)を増やしてほしいです。最近では津南のイオンやベイスクエアラッツなど子どもの遊び場が増えてきた印象はありますが、以前名古屋市に住んでいた頃と比べると圧倒的に子どもの遊び場が少なく(名古屋は無料のところも多かった)、津市に住んでいることにメリットを感じなくなっていました。商業施設の遊び場ではなく市の遊び場が足りないという印象です。 子どものためにイベントがあれば積極的に参加していますが、出ている屋台や催し物は大体同じだったり、料金もお高めで出費も痛いです。図書館を利用してのんびり過ごすこともあります、やはり子どもには体を動かして遊んでほしいです。 難しいとは思いますが、1人400円くらいで遊べる屋内の遊び場の建設をご検討下さい。絶対にたくさん子どもたちが利用するはずです。お願いいたします。	津市内には、乳幼児が利用できる施設として、子育て支援センターが16か所、小学6年生までのこどもが遊べる施設として「げいのう わんぱーく」、「津市まん中こども館」をはじめ、0歳から18歳までの児童や小さいお子さんとその保護者が利用できる児童館が6か所、そのほか、18歳未満のこどもが利用できる「たるみ子育て交流館」があります。どの施設も無料で、予約なしで利用することができます。これらの施設等を紹介した冊子「おやこでおでかけ」については、こども家庭センターや各地域の保健センターで配布しているほか、津市ホームページでもご覧いただけます。 なお、本市では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、市全体でこども・若者、子育て当事者に向けた施策等に取り組んでいくため、今年3月に津市こども計画を策定しました。その計画に基づき、こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、施策に反映していくための仕組みとして、今年度新たに「津市こどもまんなか社会実現会議」を作りました。その会議の場や津市こども計画に係るアンケート調査においても、今回いただいたご意見と同様に、子育て世代の方々からこどもの遊び場についてたくさんのご意見をいただいておりますので、いただいたご意見を参考に今後検討を進めていきます。 【参考】津市ホームページ ①「「おやこでおでかけ」親子でお出かけができる場所の紹介冊子」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000753/index.html ②「津市こどもまんなか社会実現会議」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1742168990839/index.html

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年7月分)

番号	ご意見	市の考え
12	道路交通法が改正されたのに、高校生になると自転車に乗る際にヘルメットを着用していない児童がほとんど。中学校在籍時に安全教育の一環としてとしてもっと積極的に取り組んで欲しい。もしくは、ヘルメット購入クーポン(小・中は3年毎に500円で購入できた。高校生なので民間で購入できるようクーポンに)を配布して着用を促して欲しい。津市は公共交通機関が発達していなく、自転車通学多いこと、かつ都会のように自転車走行道路も整備されていないため、事故防止に取り組むべき。	ヘルメットは、交通事故等に遭遇した際に命を守る大切な役割を果たすもので、児童生徒の安全対策として大変効果的であることから、本市においては、ヘルメットの着用を推奨しています。 ヘルメットの着用につきましては、津市教育委員会が所管する市内の小中学校等において、地域の実情に応じて、各校ごとにPTA等で話し合っており決定しています。 高校生につきましては、所管が三重県になりますので、いただいたご意見を三重県教育委員会事務局生徒指導課及び環境生活部私学課の方に伝えさせていただきました。
13	交通安全に努めてほしいです。三重大附属幼稚園へから交差点までの草が茂っていて、見通しが悪く危険だし、交差点付近では、歩道のほとんどを草が覆っている状況で危険です。これは市道で、把握した上で、何か事故があれば、市が管理責任を負うのですか？隣地は、三重大や三重県庁の土地とも聞きますが、事故が起きる前に至急、積極的な対策をお願いいたします。	市道広明町納所町線については、津北工事事務所所管ですが、令和7年8月13日に現地確認したところ、現状として通行の支障となる草ではありませんが、道路側溝の一部に草が生えていることを確認したため、令和7年8月20日に除草しました。今後も現地状況を確認し、必要に応じて対応して行きます。 なお、道路の見通しの支障となる草については、民有地に生えている草だと思われるため、土地所有者に対して、このようなご意見があったことをお伝えしたところ、8月中旬に草刈りを実施するとの回答をいただきました。